

法人文書開示決定特例延期通知書

殿

国立大学法人総合研究大学院大学長

印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	年 月 日
相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分	
残りの部分の決定を延期する期間	日間
残りの部分の延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、総務課（TEL：046-858-1511）にご連絡ください。